

建管第220号  
令和2年(2020年)5月15日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策につきましては、これまでも手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、接触機会の低減や往来の自粛等をお願いしているところであり、北海道の感染状況は一時より改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、引き続き、北海道は「特定警戒都道府県」に指定されています。

特に札幌では、いまだに新規感染者の発生が続いており、感染を抑え込むためには、まさに今が正念場の状況となっております。

これを受け、道では、本日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置」を改訂し、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに感染を予防する「新しい生活様式」の実践に取り組んでいくことといたしました。

また、北海道知事、札幌市長、北海道市長会長及び北海道町村会長においては、感染症の早期収束に向けて、5月16(土)、17日(日)の行動自粛について「緊急メッセージ」を公表しております。

つきましては、これらの趣旨を踏まえ、貴団体の建設業者に対し、これらの取組について周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますので、申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、道庁の「新型コロナウイルス感染症に関するホームページ」を御参照ください。

記

- 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

- 道庁の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年（2020年）5月15日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業等の要請  
について

道では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態措置として、別添のとおり特定の施設等に対する休業要請や協力依頼を行ってきたところですが、昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、北海道が引き続き特定警戒都道府県とされたことを受け、本道における緊急事態措置を本日付けで別添のとおり改訂しました。

北海道の感染状況は一時より改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、特に札幌では、いまだに新規感染者の発生が続き、感染拡大の防止に向けて取り組んでいくことが必要です。

道民の皆様や事業者の皆様には、大変なご不便をおかけしますが、北海道の厳しい感染状況について重ねて御理解いただき、「外出の自粛」や「札幌との往来の自粛」等に引き続き御協力いただくとともに、感染を予防する「新しい生活様式の実践」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(送付資料)

- 1 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置【令和2年5月15日改訂版】
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/16以降）
- 3 緊急メッセージ 第3弾【5月16日（土）、5月17日（日）】

**「新型コロナウイルス感染症」  
感染拡大防止のための  
「北海道」における緊急事態措置**

**【令和2年5月15日改訂版】**

# 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置

**区 域**

北海道内全域

**期 間**

令和2年4月17日（金）から令和2年5月31日（日）まで

**実施内容**

北海道においては、感染状況は一時より改善しているが、いまだ厳しい状況が続いていることから、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」の実践に取り組んでいく。

## 感染症のまん延防止に向けた取組

- 外出自粛の要請等
- 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

## 「新しい生活様式」の実践

- 感染防止の徹底
- 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進
- スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

# 感染症のまん延防止に向けた取組

## ■ 外出自粛の要請等

- 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- クラスターが多数発生しており、感染経路が不明な新規患者の多い札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- 職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請〔特措法第24条第9項〕
- 特に、これまでクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕

※5月21日に予定される国の専門家の評価等を踏まえ、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制がひっ迫している状況が解消された場合には、措置の内容の見直しを検討

# 感染症のまん延防止に向けた取組

## ■ 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

- 施設管理者又は催物(イベント)の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物(イベント)の開催停止を要請(協力依頼) [一部：特措法第24条第9項]
- 学校(大学等を除く)は5月31日(日)まで臨時休業の延長を要請 [特措法第24条第9項]
- 上記以外の「3つの密(密閉・密集・密接)」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請 [特措法第24条第9項]

※5月21日に予定される国の専門家の評価等を踏まえ、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制がひっ迫している状況が解消された場合には、措置の内容の見直しを検討

# 「新しい生活様式」の徹底

道民及び事業者が互いに連携し感染防止の拡大に努め、「新しい生活様式」の実践に取り組む「北海道スタイル」の構築を目指し、以下の取組を進める。

## ■ 感染防止の徹底

- 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請
- 事業者に対し、感染拡大防止の取組内容を可視化するなど、業種別などのガイドラインを参考に具体的な取組を進め、感染拡大防止に向けた対策を要請

## ■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

- 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

## ■ スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

- 道民及び事業者・管理者に対し、スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩など生活の維持に必要な場合においても、感染拡大防止のための対策が講じられるよう要請 [特措法第24条第9項]

## 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

### 対象施設一覧 ①

#### ■ 基本的に休止を要請する施設(特措法施行令第11条に該当するもの)

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物(イベント)の開催の停止要請(=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
学校		学校(大学等を除く。)



## 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

### 対象施設一覧 ②

#### ■ 特措法によらない協力依頼を行う施設

石狩振興局管内のみ

床面積の合計が1,000㎡以下の次の施設については、同1,000㎡超の施設に対する使用停止及び催物(イベント)の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

石狩振興局管内以外の地域については、施設の再開に当たっては、適切な感染防止対策の実施と、その内容の可視化を要請する

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業。
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業

## 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

### 対象施設一覧 ③

■ 基本的に休業要請を行わない施設(適切な感染防止対策※)の協力を要請 ※別表参照

施設の種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設 等	必要な保育等を確保した上で、 適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
生活必需物資 販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策等の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請 (石狩振興局管内のみ)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関 等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場 等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・ 官公署 等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、 ごみ処理関係 等

## 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

### 別表

### 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組(例)
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

## スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

目 的	要請の対象	具体的な取組（例）
スーパーマーケット等、商店街での3密（密閉・密集・密接）の防止	道民の皆さま	買い物における外出を分散するため、毎日の買い物を3日に1回程度に変える
		買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞る
		食料品など、必要以上の買いだめなどはしない
	事業者の皆さま	<b>【スーパーマーケット等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者、ヘルプマーク着用者、妊婦など、専用の買い物時間を設定する</li> <li>・買い物カゴ数の制限による入店抑制を行う</li> <li>・特売広告やポイントアップを中止する</li> <li>・イートインスペースの中止・袋詰めスペースを拡大する</li> </ul>
<b>【商店街】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3密防止の横断幕やチラシを作成し、商店街への来街者に注意喚起を呼び掛ける</li> <li>・特売広告やポイントアップを中止する</li> <li>・カラーコーンなどによりソーシャルディスタンスの確保を掲示する</li> </ul>		
公園等での3密（密閉・密集・密接）の防止	道民の皆さま	少人数で混雑時を避ける
		人と人との距離を適切に取る
	管理者の皆さま	使い方の工夫や感染対策について、利用者への協力を呼び掛ける <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園はすいた時間、場所を選ぶ</li> <li>・施設の利用状況によっては、利用制限を行うこともあり得る旨、あらかじめ周知</li> </ul>

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/16以降）

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/16以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内	石狩振興局管内以外の地域		備考
				うち1,000㎡以下施設	
遊興施設等	キャバレー	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	対象	対象	
	ダンスホール	対象	対象	対象	
	スナック	対象	対象	対象	
	バー	対象	対象	対象	
	ダーツバー	対象	対象	対象	
	パブ	対象	対象	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	対象	対象	
	ヌードスタジオ	対象	対象	対象	
	のぞき劇場	対象	対象	対象	
	ストリップ劇場	対象	対象	対象	
	性風俗店	対象	対象	対象	
	デリヘル	対象	対象	対象	
	アダルトショップ	対象	対象	対象	
	個室ビデオ店	対象	対象	対象	
	ネットカフェ	対象	対象	対象	
	漫画喫茶	対象	対象	対象	
	カラオケボックス	対象	対象	対象	
射的場	対象	対象	対象		
ライブハウス	対象	対象	対象		
場外馬(車・舟)券場	対象	対象	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請 (=休業要請) ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	対象	対象	
	ボウリング場	対象	対象	対象	
	スケート場	対象	対象	対象	
	スポーツクラブ	対象	対象	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	対象	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	対象外	対象外	
	バッティング練習場(※1)	対象外	対象外	対象外	
	陸上競技場(※2)	対象外	対象外	対象外	
	野球場(※2)	対象外	対象外	対象外	
	テニス場(※2)	対象外	対象外	対象外	
	柔剣道場	対象	対象	対象	
	弓道場	対象外	対象外	対象外	
	マージャン店	対象	対象	対象	
	パチンコ屋	対象	対象	対象	
ゲームセンター	対象	対象	対象		
テーマパーク	対象	対象	対象		
遊園地	対象	対象	対象		
劇場等	劇場	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	対象	対象	
	プラネタリウム	対象	対象	対象	
	映画館	対象	対象	対象	
	演芸場	対象	対象	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5 / 16以降）

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5 / 16以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内	石狩振興局管内以外の地域	備考
集会・展示施設	集会場	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	対象	
	展示場	対象	対象	
	貴会議室	対象	対象	
	文化会館	対象	対象	
	多目的ホール	対象	対象	
	神社	対象外	対象外	
	寺院	対象外	対象外	
	教会	対象外	対象外	
	博物館	対象	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）（注1）
	美術館	対象	対象	
	図書館	対象	対象	
	科学館	対象	対象	
	記念館	対象	対象	
	水族館	対象	対象	
	動物園	対象	対象	
	植物園	対象	対象	
ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象		
旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象		
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 石狩施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼（注1）
	ペット美容室（トリミング）	対象	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	対象	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	対象	
	古物商（質屋を除く）	対象	対象	
	金券ショップ	対象	対象	
	古本屋	対象	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	対象	
	ゴルフショップ	対象	対象	
	土産物店	対象	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	対象	
	ネイルサロン	対象	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	対象	
	スーパー銭湯	対象	対象	
	岩盤浴	対象	対象	
	サウナ	対象	対象	
	整体院（※1）	対象	対象	
	エステサロン	対象	対象	
	日焼けサロン	対象	対象	
	脱毛サロン	対象	対象	
	写真屋	対象	対象	
フォトスタジオ	対象	対象		
美術品販売	対象	対象		
展示室	対象	対象		

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/16以降）

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/16以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内	石狩振興局管内以外の地域		備考
				うち1,000㎡以下施設	
大学・学習塾等	大学	対象	対象		【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	対象		
	日本語学校・外国語学校	対象	対象		
	インターナショナルスクール	対象	対象		
	自動車教習所	対象	対象		
	学習塾	対象	対象		
	オンライン授業	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力の依頼)ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼（注1）
	家庭教師	対象外	対象外	対象外	
	英会話教室	対象	対象		
	音楽教室	対象	対象		
	囲碁・将棋教室	対象	対象		
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	対象		
	そろばん教室	対象	対象		
バレエ教室	対象	対象			
体操教室	対象	対象			
文教施設	幼稚園	対象	対象	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	対象	対象	
	中学校	対象	対象	対象	
	義務教育学校	対象	対象	対象	
	高等学校	対象	対象	対象	
	高等専修学校	対象	対象	対象	
	高等専門学校	対象	対象	対象	
	中等教育学校	対象	対象	対象	
特別支援学校	対象	対象	対象		

(注1) 石狩振興局管内以外の地域については、引き続き、適切な感染防止対策の実施と、その取組内容の可視化を要請する

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/16以降）

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/16以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内	石狩振興局管内以外の地域		備考
			うち1,000㎡以下施設		
医療施設 (※1)	病院	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※1 国家資格有資格者が治療を行うものの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	対象外	対象外	
	歯科	対象外	対象外	対象外	
	薬局	対象外	対象外	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象外	対象外	
	接骨院	対象外	対象外	対象外	
	柔道整復	対象外	対象外	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	対象外	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	対象外	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	対象外	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	対象外	対象外	
	婦人保護施設	対象外	対象外	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	対象外	対象外	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	対象外	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	対象外	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	対象外	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	対象外	
	衣料品店	対象外	対象外	対象外	
	雑貨屋	対象外	対象外	対象外	
	文房具屋	対象外	対象外	対象外	
	酒屋	対象外	対象外	対象外	
食事提供施設	飲食店（※1）	対象外	酒類提供時間短縮に関する協力 依頼を解除	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※1 石狩振興局管内は、19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を依頼
	料理店（※1）	対象外			
	喫茶店（※1）	対象外			
	和菓子・洋菓子店（※1）	対象外			
	タピオカ店（※1）	対象外			
	居酒屋（※1）	対象外			
	屋形船（※1）	対象外			
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	
	民泊	対象外	対象外	対象外	
	共同住宅	対象外	対象外	対象外	
	寄宿舍	対象外	対象外	対象外	
	下宿	対象外	対象外	対象外	
	ラブホテル	対象外	対象外	対象外	
ウィークリーマンション	対象外	対象外	対象外		
交通機関等	バス	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	対象外	対象外	
	レンタカー	対象外	対象外	対象外	
	電車	対象外	対象外	対象外	
	船舶	対象外	対象外	対象外	
	航空機	対象外	対象外	対象外	
物流サービス（宅配等含む）	対象外	対象外	対象外		



新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5 / 16 以降）

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5 / 16 以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内	石狩振興局管内以外の地域		備考
				うち1,000㎡以下施設	
工場等	工場	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	対象外	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	対象外	対象外	
	A T M	対象外	対象外	対象外	
	証券取引所	対象外	対象外	対象外	
	証券会社	対象外	対象外	対象外	
	保険代理店	対象外	対象外	対象外	
	官公署 各種事務所	対象外	対象外	対象外	
その他	理髪店	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	対象外	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	対象外	対象外	
	貸倉庫	対象外	対象外	対象外	
	郵便局	対象外	対象外	対象外	
	メディア	対象外	対象外	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	対象外	対象外	
	不動産屋	対象外	対象外	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象外	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	対象外	対象外	
	質屋	対象外	対象外	対象外	
	獣医	対象外	対象外	対象外	
	ペットホテル	対象外	対象外	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	対象外	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	対象外	対象外	
	本屋	対象外	対象外	対象外	
	自転車屋	対象外	対象外	対象外	
	家電販売店	対象外	対象外	対象外	
	園芸用品店	対象外	対象外	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象外	対象外	
	鍵屋	対象外	対象外	対象外	
	100円ショップ	対象外	対象外	対象外	
	駅売店	対象外	対象外	対象外	
	家具屋	対象外	対象外	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	対象外	対象外	
	花屋	対象外	対象外	対象外	
ランドリー	対象外	対象外	対象外		
クリーニング店	対象外	対象外	対象外		
ごみ処理関係	対象外	対象外	対象外		

# 緊急メッセージ 第3弾

## 【5月16日(土)、5月17日(日)】

北海道の感染状況は一時より改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、引き続き、北海道は「特定警戒都道府県」に指定されています。

特に、札幌では、いまだに新規感染者の発生が続いており、感染を抑え込むためには、まさに今が正念場です。

いま、感染防止対策を緩めることは、感染が全道に広がり、皆さんが必要な医療が受けられなくなることにつながります。

医療従事者の方々は、日夜、感染症と懸命に闘っています。

この努力に応え、感染症の早期収束に向けて、札幌市民の皆さん、道民の皆さんは、今週末も「いまできること」に取り組んでください。そして、今から「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」を実践していきましょう。

1. 札幌市民の皆さんは、  
**とにかく、家にいる！！**
2. 道民の皆さんは、  
**札幌に行かない！！**
3. 道内外の皆さんは、  
**都道府県間の行き来はしない！！**

令和2年5月15日

北海道知事	鈴木	直道
札幌市長	秋元	克広
北海道市長会長	山口	幸太郎
北海道町村会長	棚野	孝夫